

一人の動き—  
8月末現在  
( )は7月末との比較  
出生5人 死亡5人  
転入3人 転出8人  
世帯数 1,274世帯(-1)  
男 2,865人(-3)  
女 2,944人(-2)  
合計 5,809人(-5)

# 広報 わしま

発行  
和島村役場企画課  
発行日  
昭和54年10月1日  
印刷所  
㈱第一印刷所

## 祝 敬老の日

オンイさん オバアさん いつまでも...

なかなかうんめえのし!  
まあーッいっぱい!

## 安定した待遇と楽しい生活

—自衛官を募集しています—

○応募資格  
採用予定月の一日現在十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する者。  
○志願手続  
役場 (または、自衛隊地方連絡部 柏崎募集事務所) で手続きを取扱っています。  
○試験期日  
試験期日及び試験場

○試験科目  
☆筆記試験(国語・数学・社会及び作文)  
☆口述試験  
☆身体検査  
☆適性検査  
☆合格発表  
合格者には、試験後おおむね一カ月後に採用予定通知書で通知すると共に、入隊案内をお送りします。  
○身分  
特別職国家公務員です。  
○給与  
初任給月額八五、〇〇〇円  
○各種の手当  
賞与は、年間三回(三月・五月・九月分。六月・九カ月分。十二月・五月分)合計四・九カ月分支給されるほか、扶養手当・寒冷地手当・艦船乗組手当・航空手当等が勤務内容によって支給されます。また、退職金制度があります。  
○衣食住  
隊員は、全員営内で居住し、食事・宿泊料は無料、制服・作業服・ワイシャツ・靴・その他の被服・器具類も無料で貸与されます。



### 10月の心配ごと相談

日時……5日、15日、25日  
午前9時から午後3時まで  
場所……福祉センター相談室  
内容……生活相談・医療相談・家事相談・児童相談・身障相談・職業相談・その他なんでも

○休職・外出  
有給休暇は、二十四日のほか年末年始の特別休暇その他があります。  
○上級学校への進学ができます  
希望者は、隊務に支障がない限り大学二年、定時制高校及び各種技術学校への進学ができます。ただし、教育期間中は、通学することができません。

### 保健衛生行事 (10月11日~11月8日)

日	月	種	目	対	象	時	間	場	所
11月8日	木	妊婦検診	妊婦	妊婦	午後一時半~二時	福祉センター			
11月11日	日	三種混合乳児検診	乳児	通知のあった幼児	午後一時半~二時半	福祉センター			
11月12日	金	インフルエンザ予防接種	妊婦	申込みをされた保育園児	午後一時半~二時半	福祉センター			
11月22日	木	三種混合乳児検診	乳児	通知のあった幼児	午後一時半~二時半	福祉センター			
11月24日	火	インフルエンザ予防接種	妊婦	申込みをされた保育園児	午後一時半~二時半	福祉センター			
11月26日	木	妊婦検診	妊婦	妊婦	午後一時半~二時	福祉センター			

◎詳しいことは、役場企画課、または、柏崎募集事務所(TEL 〇二五七二四一三〇〇〇)へお問い合わせください。

### 狂犬病予防注射の実施について

昭和五十四年度第二回狂犬病予防注射を、左記により実施いたしますので、犬飼育者は必ずお出かけください。

①日時 十月十一日 午前九時半から十一時半まで

②場所 和島村役場前

③料金 注射料一、〇〇〇円  
注射済票交付手数料三〇〇円  
合計一、三〇〇円

なお新規登録の場合は印鑑と別に登録手数料二、〇〇〇円が必要で、又自宅訪問注射の場合は、一、八〇〇円が加算されます。



# 衆議院議員総選挙 10月7日 最高裁判所裁判官国民審査

総選挙が十月七日に行なわれま  
す。一緒に最高裁判官の国民審  
査もあります。正しい政治・良い  
政治は私たちの自由な一票でつく  
ることが出来るのです。あすの日  
本をつくる第一歩は、みんなで  
「正しい人」を選ぶことです。  
投票日には、必ず投票所へお  
出かけください。

◎最高裁判官の国民審査とは  
衆議院議員の投票用紙とは別の用  
紙を渡します。これには裁判官の  
名前が印刷されてありますので、  
やめさせたい人があればその名前  
の上に×印をつけ、その必要がな  
いと思う人には何も書かなくてよ  
いのです。

◎投票所の場所が変更されました  
東保内集会所で投票を済まして  
いました第二投票区につきまして  
は、今回だけ保内郷保育所で投票  
することになりましたので間違わ  
れないようお願いいたします。

保内郷保育所で投票する地域  
梅田 東保内 村田 城之丘  
両高 坂谷

◎不在者投票の手続きは早めに  
投票日当日所用で投票所に行け  
ない人は、前もって不在者投票で  
きます。土曜や日曜も、午前八時  
三十分から午後五時まで行なっ  
ていますので役場へ印鑑を持ってお  
いでください。

◎投票できる人は  
満二十歳以上の人で選挙人名簿  
に登録されている者。  
住所を移した人でも、選挙人名  
簿に登録されている市町村で投票  
できます。

◎投票時間  
投票できる時間は、午前七時か  
ら午後六時までです。  
朝食をすませたら、まず投票所  
へおいでください。

◎入場券を忘れずに  
投票所にお出かけのときは、入  
場券をお持ちください。  
入場券が届かない時やなくした  
り、忘れた時は投票所で申し出  
てください。

◎字が書けないとき  
体の故障や文盲のため字を書く  
ことができない人は、投票所で申  
し出ますと、係員が代わって書い  
てくれます。(投票の秘密は必  
ず守られます。)

◎字はハッキリと  
候補者の名前はハッキリと書き  
ましょう。  
せつかく投票しても字が読みに  
くいと無効となる場合があります。

◎開票  
開票は、十月七日午後七時より  
和島村総合福祉センター(遊戯室)  
にて行ないます。

◎立会演説会  
次の日程で立会演説会が開催さ  
れますのでお知らせいたします。  
十月四日(木)  
寺泊町体育館

## 村長室の黒板から 活生花伝

八月十五日 成人式。参会者は  
一〇七人。「二十歳に達したとい  
うことは、単に十九歳の延長でな  
く、身体や知能が大人並になった  
ということでもなく、独立人とし  
ての人格を成人社会が認め合い積  
極的に公人として参加されること  
に意義がある」とその前途を祝福  
した。参加出来なかつた方を含め  
て全員がこの村に住みつく方策が  
ないかと模索する。

八月十六日 塩之入隧道改良工  
事期間中迂回路となる寺泊与板線  
及び町軽井上桐線を視察する。雪  
崩の危険や一部未改良の為冬期間  
除雪不能もしくは通行不適となる  
改めて両線改良の緊急性を痛感。  
八月二十二日 未明激しい降雨

あり。七日の徹を恐れ早朝、島崎  
・落水両川視察、特に異状なし。  
八月二十六日 寺泊町における  
郡職員球技大会の卓球及び女子バ  
レーの部にいずれも準優勝を手に  
にする。ここ十数年来かつてない  
快挙。スポーツ振興を村づくりの  
基調とする門出にさい先よし。慰  
労会には来年こそ優勝をと激励を  
する。

自衛隊東部方面隊総監飯山陸将  
が中学用地造成工事に従事する隊  
員の激励をかねて訓練状況を視察  
される。(陸将は昔の陸軍大将)  
八月三十一日 自衛隊作業完了  
引渡式を挙げる。  
九月三日 午後八時若野浦部落  
常会出席、建設課長、産振課員帯同。

## 昭和五十四年 就業構造基本調査

この調査は、我が国の人口の就  
業・不就業の基本的構造を全国及  
び地域別に明らかにし、各種施策  
の基礎資料を得ることを目的とす  
る重要な調査です。

今回の就業構造調査は、昭和五  
十年の国勢調査、調査区の抽出に  
より、北野・三瀬ヶ谷地区が対象  
となります。

また、対象となった地区でもそ  
の地区をまたぬいたしますので

全戸が対象にはなりません。  
対象となる戸数は、十四戸です。  
調査員は、池田二郎さん(北野)  
です。調査の対象となるお宅のみ  
なさんの御協力をお願いいたします。

お詫び  
先月号(九月号)で、元村長大矢  
儀右エ門氏追悼の欄において生年  
月日が、二十九日のところ二十九  
日にプリントミスがあったことを  
訂正してお詫びいたします。

## 住宅金融公庫

### 個人住宅建設資金の 申し込み受けつけについて

- 住宅公庫では、個人住宅建設資  
金の申し込み受けつけを次の要領  
により行なっております。
- 一、受付期間  
昭和五十四年十月一日(月)  
から二十七日(土)まで
  - 二、選定方法  
先着順により無抽選で選定  
します。
  - 三、申し込み資格条件等
    - (1)資格  
☆ 自分が住むための住宅を  
新築する方で土地の準備が  
できている方  
☆ 一定基準以上の月収のある  
方
    - (2)融資が受けられる住宅  
☆ 住宅部分の床面積が、一  
二〇㎡以下の住宅ただし、  
六十歳以上の老人、心身障  
害者、六人以上の家族が同  
居する場合は一五〇㎡以下
    - (3)融資額  
☆ 木造住宅(八〇㎡以上)  
の場合三六〇万円―三八〇  
万円  
なお、断熱構造化工事を  
行なう場合は、一〇万円―
  - 四、申し込み場所  
住宅建設場所と同一県内の  
「住宅金融公庫業務取扱店」  
と表示した金融機関
- ◎詳細は、住宅金融公庫北関東支  
所(TEL・〇二七二―一三二―  
六六五五)又は、お近くの公庫  
業務取扱金融機関で御相談くだ  
さい。



## マイホームと税金

マイホームを持つことは、多く  
の方の夢でしょう。ある世論調査  
によれば、現在借家に住んでいる  
人の八一パーセントが「いつか自  
分の家を持ちたい」と考えている  
という結果が出ております。しか  
し、実際にマイホームづくりにと  
りかかると、資金計画や設計など  
いろいろな問題がでてきます。税  
金のこともその一つです。

マイホームづくりに関しては、多  
くの方の夢でしょう。ある世論調査  
によれば、現在借家に住んでいる  
人の八一パーセントが「いつか自  
分の家を持ちたい」と考えている  
という結果が出ております。しか  
し、実際にマイホームづくりにと  
りかかると、資金計画や設計など  
いろいろな問題がでてきます。税  
金のこともその一つです。

- 一、住宅の床面積が一六五平方メ  
ートル以下であること。
- 二、完成後又は購入後六カ月以内  
に入居し、控除を受ける年の十  
二月三十一日まで引続き居住し  
ていること。
- 三、控除額は、その住宅の床面積三  
・三平方メートル当り一、〇〇〇  
円として計算した金額ですが、三  
万円が限度です。この控除は、引  
続いて居住していれば入居した年  
とその翌年、翌々年の三年間にお  
たって、各年分の所得税額から控  
除されます。
- 四、この控除を受けるためには、前  
記①ないし③の書類のほか、次の  
書類を添付して税務署に申告す  
ることになっています。
- 五、家屋の取得価額を明らかにす  
る書類
- 六、金融機関等が発行する住宅取  
得に係る融資額の償還金額等証  
明書

そこで、マイホームづくりに関  
係のある税金について、そのあら  
ましを説明しましょう。

◎所得税の住宅取得控除  
住宅を新築したり、新築住宅を  
購入したとき、次の要件にあては  
まれば、住宅取得控除が受けられ  
所得税額から控除されます。

- 一、昭和五十五年十二月三十一日  
までに、住宅を新築し、又は新  
築住宅を購入して自分で居住す  
る場合
- 二、その融資等に係る  
年間償還金額等に応じて計算した  
額が、控除額に加算されます。



# 老後のくらしと 国民年金

さきごろ、厚生省から発表された「昭和五十三年簡易生命表」によれば、日本人の平均寿命は男女ともさらに延び、女は七八・三三歳と初めて七十八歳を突破、男は前年より〇・二八年延びて七十二・九歳に達しました。

この結果、男はアイスランドについて世界二位、女はアイスランド、スウェーデン、オランダについて四位で、北欧諸国と並んで長寿国のトップ・グループを形成しています。長寿になったことは大変おめでたいことですが、それに伴い私たちの老後も長くなったわけですから、先行きの保障がさらに重要になります。

近年、わが国も欧米諸国のように「核家族化」が定着してきたことにより、年をとっても経済的には、子供たちからの扶養はあまり期待できなくなりました。

また、高齢になれば体に無理はききませんし、働く職場も限られ現金収入を得て生活することも難しくなります。今日では、老後の問題は社会全体で考えるという時代になりました。

この対策の支柱をなすものとして、国民年金をはじめ厚生年金、船員保険、各種共済組合など公的年金と呼ばれる八つの年金制度があります。ところで、国民年金は厚生年金などの他の公的年金制度に加入していない二十歳から五十歳までの人を加入対象としている制度です。将来、年金を受けるためには、制度に加入するばかりでなく、保険料を一定の期間、決められた期限までに払うことが必要です。

だれにも「老後」は一步一步確実にやってきます。その時になってあわてても、もう間に合いません。「老後の生活設計」は私たちひとりひとりが、自分にかかわる問題として真剣に取り組むべきではないでしょうか。

- 10月中旬
- 60歳になる人
- 大正8・10・2、大正8・11・1生まれ
- ◎かけ金をかけ終りました。
- 65歳になる人
- 大正3・10・2、大正3・11・1生まれ
- ◎老齢年金を請求しましょう
- 70歳になる人
- 明治42・10・2、明治42・11・1生まれ
- ◎老齢福祉年金を請求しましょう
- (老齢年金受給者は非該当)

## 「児童手当」

本村の児童手当の受給者は、九月末日現在百三十三人で支給対象児童は、百四十一人となっています。

法律の改正により、児童手当の額が十月一日から改定されます。村民税の課税が均等割以下の方は月額六千円から六千五百円になります。なお村民税の所得割課税の方は従来どおり五千円です。

今月は児童手当の支払月です。九日に北越銀行島崎支店の口座振込で支払います。支給期間は昭和五十四年六月分から九月分まで、額は支給対象児童一人につき五千円(村民税の課税が均等割以下の方は六千円)です。

## 共同募金!!

赤い羽根共同募金に御協力ください。十月一日から全国一斉に始まります。

今年も区長さんを通じて募金を実施いたしますので、みなさんの御協力をお願いいたします。



## 健康よもやま (4)

—上手な睡眠のとり方—

睡眠は疲労回復だけでなく昼の活動の準備をし、昼の生活に大きな影響を与えます。最近のように忙しい時代になると、睡眠時間が短くなり、寝不足を訴える人が多くなっています。

① 高校生で五十分、大人で二十十分。十年前に比べて睡眠時間が減っています。

② 眠り始めは脳の眠りで始まるので、精神を安定させる工夫を。ぬるい風呂、適度の空腹感、清潔な寝具、静かな音楽など効果的です。

③ 朝早く起こされた時は午前中に昼寝を、寝入りばなに起こされた時は、午後に昼寝をするとならない眠りが補われて効果的です。

④ 少量のアルコールは睡眠薬となるが過度のアルコールは体の眠りを少なくし、昼間の眠り上手です。



体の眠りがなくなると 脳の眠りがなくなると

いらいら、おこりっぽい 寝不足を訴える

体がきちんとしている 割に頭がぼんやりして集中力が欠如する

- \*夜の眠り  
脳の眠り→体の眠り→目ざめ
- \*昼の眠り  
午前——体の眠り  
午後——脳の眠り

## 「空き巣ねらいの被害防止」

最近、村内において空き巣による被害が多発しております。空き巣ねらいは、カギのかけ忘れを目ざとく見つけます。とくに

## 全国防犯運動 10月11日～20日 両隣互いにかけて声とカギ

玄関には金神経を集中して見ますからくれぐれも御用心ください。

また、空き巣ねらいは、仕事の所要時間「カギ開け三分物色五分」と言われるほど素早いものです。ですから、ほんのちよつと、ほんの五分が、実は危ないのです。

外出時には、必ずカギをお忘れなく。

### チョットひと声

空き巣ねらいは「仕事」に人と顔をあわすのを極端にきらいます。もし、隣近所の留守の家に人が来て、不審に思われた時は「どちらをお訪ねですか」等とひと声かけてください。空き巣ねらいであれば、その場をいっくらうって退散するでしょう。

また、ひと声かけると、相手の顔等が強く印象に残り、あとで犯人逮捕に協力できる地域ぐるみの防犯運動に役立ちます。

その他、留守中に新聞等が玄関先にたまらないよう近所の人に頼んでとってもらおうようにしましょう。

## お気軽に御利用ください 行政相談

### 行政相談週間(十月十四日～二十日)

今年も十月十四日から二十日まで「行政相談週間」が実施されます。この一週間、行政相談委員が皆さんの相談に応じます。

◎こういう方はいらっしゃいませんか。

- 国・県や村・公社の仕事で
- ▽このようにしてほしい
- ▽説明に納得できない
- ▽やり方がまちがっている
- ▽どうすれば、いかならない
- ▽仕事がおそい
- ▽不親切な扱いを受けた
- ◎特設行政相談所

どこへ行けばよいのかわからないという方は、気軽に地元の行政相談委員(北野 若井市郎)か、行政監察局(新潟市西大畑町)へ申し出て下さい。(TEL新潟二四一三五二)

○申し出の方法

相談の申し出は、直接口頭でなされることをお勧めしますが、手紙や電話でも結構です。

また、申し出は、団体でも個人でもよく、申出人の名前や相談内容については秘密にします。

○相談員

行政相談委員 若井 市郎  
人権擁護委員 八子 房雄  
心配ごと相談員 藤田勇治郎  
大久保仁一郎

## 公民館よりお知らせ

10月11日の公民館関係の体育行事は次のとおりです。

- 10月14日(日) 村民レクリエーションの集い  
(10月7日衆議院議員総選挙のため14日になります。雨天の場合21日)
- 10月28日(日) 村民ソフトボール大会  
(参加資格は、1チーム 男 35才以上6人、成人女子3人)  
※雨天の場合は中止
- 11月18日(日) 村民バレーボール大会

多数の参加をお待ちしております!!

